

令和7年（2025年）3月26日付け札幌市告示第1253号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和7年（2025年）4月2日

札幌市長 秋元 克広



記

1 訂正する内容

札幌市告示第1253号別表の工事番号「25(手)第0005号」工事名「稲積中央通線（稲積125号線～道道下手稲札幌線間）舗装路面改良工事」にかかる設計図書の一部を下記のとおり訂正し、入札日等を別表のとおり変更する。

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

電子入札

(入札日等訂正版)

0	調達案件番号		2528000511
1	工事（業務）番号		25（手）第 0005 号
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	稲積中央通線（稲積 1 2 5 号線～道道下手稲札幌線間）舗装路面改良工事
		工事（履行）場所	札幌市手稲区前田 1 条 5 丁目ほか
		工事（業務）内容	工事延長 L=663.0m 施工延長 L=626.5m 道路幅員 道路幅員W=16.0 m（車道9.0m+歩道3.5m×2)m 施工幅員 W=9.00m 路面切削工 A=6,480m2 車道舗装工 A=6,480m2 排水構造物修正工 一式 縁石工 一式
		工期（履行期間）	この工事は、「余裕期間制度（フレックス方式）」による工事である。※詳細は、「16. 注意事項」を参照すること。
6	入札参加資格の申請及び審査	審査方式	総合評価落札方式（人材確保・育成型・事後審査方式）（入札参加資格の確認は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	自己採点表：入札期間内に提出すること。※「16. 注意事項」を参照すること。 総合評価に係る技術資料：開札日の翌日まで（審査順 1 位の入札者のみ）
		落札結果通知予定日	令和7年5月1日
11	入札及び開札の日時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和7年04月11日（08時00分～20時00分） 令和7年04月14日（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和7年04月15日 09時30分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
13	契約締結に関する事項等	契約締結期限	落札結果通知日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）まで。ただし、落札結果通知日が令和 7 年05月01日の場合は令和 7 年05月12日まで。※期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消す。
		入札保証金	免除する。
		契約保証金	工事－徴収する。ただし、利付国債の提供、金融機関等の保証、履行保証証券、履行保証保険（定額補填方式）によることができる。 業務－徴収する。ただし、利付国債の提供、金融機関等の保証、履行保証証券、履行保証保険（定額補填方式）によることができる。また、札幌市契約規則第 2 5 条第 3 号に該当する場合は免除する（詳細は告示文を参照）。
17	施行担当課及び電話番号	施行担当課	手）土木部維持管理課
		電話番号	011-681-4011

特記仕様書

本特記仕様書は、契約の適正な履行の確保を図るため、本工事固有の施工条件の明細や技術的な要求事項などを記すものであり、本特記仕様書に記載されていない事項は札幌市土木工事共通仕様書（以降、「共通仕様書」という。）によるものとする。

1 共通事項

(1) 工事期間等の設定について

ア ※フレックス方式の場合：「本工事における工期の取扱いについては、別紙の特記仕様書（フレックス方式）によるものとする。」

なお、工事期間には標準的な作業日数のほか下表の日数を見込んでいる。

①準備期間	40日間
②後片付け期間	20日間
③雨休率（実働工期日数に休日※と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数）	0.7

※休日とは、土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇をいう。

イ 週休2日工事の実施について

(ア) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事であり、当初予定価格は月単位の4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。

(イ) 受注者が月単位の週休2日の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨の協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休2日での施工を行う工事である。なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工を行うこととする。

(ロ) 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、土日・祝日に関わらず、週休2日（4週8休）以上の現場閉所を行うことをいう。

対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(ハ) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。

(ニ) 月単位の週休2日（4週8休）以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

(ホ) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。

(ヘ) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。

a) 受注者は、週休2日の計画工程表及び休日取得計画（法定休日・所定休日）を施工計画書に添付し発注者へ提出する。

b) 受注者は、実施結果を工事月報や休日取得計画等により定期的に発注者へ報告する。

(ヘ) 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

特 記 仕 様 書

本特記仕様書は、契約の適正な履行の確保を図るため、本工事固有の施工条件の明細や技術的な要求事項などを記すものであり、本特記仕様書に記載されていない事項は札幌市土木工事共通仕様書（以降、「共通仕様書」という。）によるものとする。

1 共通事項

(1) 工事期間等の設定について

ア ※フレックス方式の場合：「本工事における工期の取扱いについては、別紙の特記仕様書（フレックス方式）によるものとする。」

なお、工事期間には標準的な作業日数のほか下表の日数を見込んでいる。

①準備期間	30日間
②後片付け期間	20日間
③雨休率（実働工期日数に休日※と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数）	0.7

※休日とは、土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇をいう。

イ 週休2日工事の実施について

(ア) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事であり、当初予定価格は月単位の4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。

(イ) 受注者が月単位の週休2日の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨の協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休2日での施工を行う工事である。なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工を行うこととする。

(ロ) 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、土日・祝日に関わらず、週休2日（4週8休）以上の現場閉所を行うことをいう。

対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(ハ) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。

(ニ) 月単位の週休2日（4週8休）以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が28.5％（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5％に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5％）以上を達成しているものとみなす。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が28.5％（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

(ホ) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。

(ヘ) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。

a) 受注者は、週休2日の計画工程表及び休日取得計画（法定休日・所定休日）を施工計画書に添付し発注者へ提出する。

b) 受注者は、実施結果を工事月報や休日取得計画等により定期的に発注者へ報告する。

(コ) 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

- (ケ) 現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合は、補正分について減額の設計変更を行う。その際、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては、補正係数を乗じない。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。
- (コ) 各経費の補正は週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1か月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。
- (ク) 「週休2日工事」の検証を行うため、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。
- (ク) その他の事項については、週休2日工事要領によるものとする。
 なお、週休2日工事要領・アンケートは工事管理室ホームページに掲載している。
http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html

(2) 施工時間帯

本工事では下表の時間帯の施工を想定しているが、現場状況や関係機関との調整等によりこれによりがたい場合は、工事監督員と協議すること。なお、夜間作業を行う場合は、騒音防止及び事故防止対策に特に留意することとし、具体的な対策を工事監督員と協議の上、施工計画書に明記すること。

昼間 (9:00～17:00)	夜間 (21:00～6:00)	その他の時間帯
・ 右記以外のすべての作業	・ 道道下手稲札幌線間交差点部にかかる作業	

(3) 諸法令の遵守

- ア 受注者は、当該工事に適用となる関係法令等（適用法令・要領・要綱・指針・基準、届出時期等）を特定した上で、その一覧を施工計画書に明示すること。
- イ 適用になる法令等の届出等の実施にあたっては、届出書等（写）を施工計画書に添付し、工事監督員に提出すること。
- ウ 届出書等に対する許可書等が交付されしだい、その写しを施工計画書又は協議簿に添付し、工事監督員に提出すること。
- エ 受注者は、この工事を行うにあたって個人情報を取扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を順守すること。

(4) 立会・段階確認について

- ア 実施する項目は、契約図書で指定された項目のほか、工事監督員が指定した項目や工事内容、施工状況により協議の上、追加、変更することができる。
- イ 立会、段階確認は、実施項目のほか実施予定などを施工計画書に記載すること。また、実施に当たっては、立会願・段階確認願をあらかじめ提出すること。

(5) 中間技術検査について

中間技術検査の実施の有無及び対象の場合の実施詳細については、別途工事監督員の指示による。

(6) 工事安全管理現場委員会について

工事施工にあたり、安全管理を図る目的で発注者及び受注者相互に協力し、「工事安全管理現場委員会」（以下「現場委員会」という。）を設置するものとする。

なお、現場委員会組織図は様式1のとおりとし、施工計画書に添付すること。

（現場委員会における必須事項）

- ア 工事着手時に施工計画書に基づき、工事の安全管理について協議を行う。
- イ 工事着手時は特に下記の事項に留意して工事の安全対策を行う。
- (ア) 工事現場内の整理、整頓に関する確認
 - (イ) 作業従事者及び使用機器類の保安の確認
 - (ウ) 工事現場周辺の歩行者の安全対策及び仮設通路の確保

- (ケ) 現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合は、補正分について減額の設計変更を行う。その際、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては、補正係数を乗じない。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。
- (コ) 各経費の補正は週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1か月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。
- (ク) 「週休2日工事」の検証を行うため、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。
- (ク) その他の事項については、週休2日工事要領によるものとする。
 なお、週休2日工事要領・アンケートは工事管理室ホームページに掲載している。
http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html

(2) 施工時間帯

本工事では下表の時間帯の施工を想定しているが、現場状況や関係機関との調整等によりこれによりがたい場合は、工事監督員と協議すること。なお、夜間作業を行う場合は、騒音防止及び事故防止対策に特に留意することとし、具体的な対策を工事監督員と協議の上、施工計画書に明記すること。

昼間 (9:00～17:00)	夜間 (21:00～6:00)	その他の時間帯
・ 右記以外のすべての作業	・ 道道下手稲札幌線間交差点部の施工のうち、舗装工、区画線工及び舗装切断を除く人孔修正にかかる作業	

(3) 諸法令の遵守

- ア 受注者は、当該工事に適用となる関係法令等（適用法令・要領・要綱・指針・基準、届出時期等）を特定した上で、その一覧を施工計画書に明示すること。
- イ 適用になる法令等の届出等の実施にあたっては、届出書等（写）を施工計画書に添付し、工事監督員に提出すること。
- ウ 届出書等に対する許可書等が交付されしだい、その写しを施工計画書又は協議簿に添付し、工事監督員に提出すること。
- エ 受注者は、この工事を行うにあたって個人情報を取扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を順守すること。

(4) 立会・段階確認について

- ア 実施する項目は、契約図書で指定された項目のほか、工事監督員が指定した項目や工事内容、施工状況により協議の上、追加、変更することができる。
- イ 立会、段階確認は、実施項目のほか実施予定などを施工計画書に記載すること。また、実施に当たっては、立会願・段階確認願をあらかじめ提出すること。

(5) 中間技術検査について

中間技術検査の実施の有無及び対象の場合の実施詳細については、別途工事監督員の指示による。

(6) 工事安全管理現場委員会について

工事施工にあたり、安全管理を図る目的で発注者及び受注者相互に協力し、「工事安全管理現場委員会」（以下「現場委員会」という。）を設置するものとする。

なお、現場委員会組織図は様式1のとおりとし、施工計画書に添付すること。

（現場委員会における必須事項）

- ア 工事着手時に施工計画書に基づき、工事の安全管理について協議を行う。
- イ 工事着手時は特に下記の事項に留意して工事の安全対策を行う。

(7) 工事現場内の整理、整頓に関する確認

- ウ 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、「1日未満積算基準」は適用しない。
- エ 受注者は、協議に当って、「1日未満積算基準」に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用を示す資料等）を監督員に提出すること。実際の費用を示す資料（契約書、請求書等）により、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準及び土木工事標準単価（区画線工）の積算との乖離が確認できない場合には、「1日未満積算基準」は適用しない。
- オ 通年の維持管理業務等、人工精算を前提として積算する場合や通常の積算方法によることが適当と判断される場合には、「1日未満積算基準」を適用しない。

(26) しゅん功図書の提出方法について

- ア しゅん功図書は、上片開き式（W250 以下×D430 以下×H365 以下）のダンボール箱に収納し提出すること。なお、これにより難い場合は工事監督員と協議すること。
- イ 工事書類の提出および提示は下記の本市工事管理室ホームページで公開している「札幌市工事書類簡素化要領」に基づいて行うこと。
http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html
 工事書類簡素化一覧表の別表 1-1～1-3 で示された分類と書類の順序を順守すること。検査時納品書類は、書類の量に合わせて背幅が変えられるファイルを用いて、工事書類簡素化一覧表の別表 1-1 で示された分類と順序で 1 冊に纏めることが望ましい。なお、これにより難い場合は工事監督員と協議すること。

(27) しゅん功書類等の再生紙の使用及び両面印刷について

- 公共工事における環境負荷を低減するため、しゅん功書類等の再生紙の使用及び両面印刷を行うよう努力すること。

(28) 雨水桧並びに人孔及びハンドホール等の舗装面からの下がりについて

- 雨水桧の設置高は、舗装面よりも 2cm 下がりを目安とすること。また、既設の人孔やハンドホール等がある場合は、舗装面よりも 1cm 下がりを目安とすること。ただし、現場状況によりこれにより難しい場合などは工事監督員と協議を行い決定すること。

(29) アスファルト系成型目地材の設置について

- 車道（表層）の舗設前にアスファルト系成型目地材（I 型）を下記に従い設置すること。なお、これによりがたい場合は、工事監督員と協議すること。
- ア 使用数量として、下記数量を想定している。
- ・ I 型目地材：70m
- イ 設置箇所
- ・ 新設舗装と新設舗装の縦断ジョイント
 - ・ 既設取付道路と新設舗装の縦横断ジョイント
 - ・ 起終点の横断ジョイント
 - ・ 施工日毎の縦横断ジョイント
- ウ 使用材料・I 型の目地材については、高さ 40mm、厚さ 5mm のものを使用すること。

(30) 加熱注入式目地材の施工について

- 車道（表層）の舗設前に加熱注入式目地材（高弾性）を下記に従い施工すること。なお、これによりがたい場合は、工事監督員と協議すること。
- ア 使用数量として、施工 627m 使用量 157 kg を想定している。
- ・ 加熱注入式目地材：250 kg/1000m (4 cm 切削)、200 kg/1000m (3 cm 切削)
- イ 設置箇所
- ・ 新設舗装と新設舗装の縦断ジョイント
 - ・ 既設取付道路と新設舗装の縦横断ジョイント
 - ・ 起終点の横断ジョイント
 - ・ 施工日毎の縦横断ジョイント

- ウ 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、「1日未満積算基準」は適用しない。
- エ 受注者は、協議に当って、「1日未満積算基準」に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用を示す資料等）を監督員に提出すること。実際の費用を示す資料（契約書、請求書等）により、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準及び土木工事標準単価（区画線工）の積算との乖離が確認できない場合には、「1日未満積算基準」は適用しない。
- オ 通年の維持管理業務等、人工精算を前提として積算する場合や通常の積算方法によることが適当と判断される場合には、「1日未満積算基準」を適用しない。

(26) しゅん功図書の提出方法について

- ア しゅん功図書は、上片開き式（W250 以下×D430 以下×H365 以下）のダンボール箱に収納し提出すること。なお、これにより難しい場合は工事監督員と協議すること。
- イ 工事書類の提出および提示は下記の本市工事管理室ホームページで公開している「札幌市工事書類簡素化要領」に基づいて行うこと。
http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html
 工事書類簡素化一覧表の別表 1－1～1－3 で示された分類と書類の順序を順守すること。検査時納品書類は、書類の量に合わせて背幅が変えられるファイルを用いて、工事書類簡素化一覧表の別表 1－1 で示された分類と順序で 1 冊に纏めることが望ましい。なお、これにより難しい場合は工事監督員と協議すること。

(27) しゅん功書類等の再生紙の使用及び両面印刷について

公共工事における環境負荷を低減するため、しゅん功書類等の再生紙の使用及び両面印刷を行うよう努力すること。

(28) 雨水桝並びに人孔及びハンドホール等の舗装面からの下がりについて

雨水桝の設置高は、舗装面よりも 2cm 下がりを目安とすること。また、既設の人孔やハンドホール等がある場合は、舗装面よりも 1cm 下がりを目安とすること。ただし、現場状況によりこれにより難しい場合などは工事監督員と協議を行い決定すること。

(29) アスファルト系成型目地材の設置について

車道（表層）の舗設前にアスファルト系成型目地材（I 型）を下記に従い設置すること。なお、これによりがたい場合は、工事監督員と協議すること。

ア 使用数量として、下記数量を想定している。

- ・ I 型目地材：70m

イ 設置箇所

- ・ 新設舗装と新設舗装の縦断ジョイント
- ・ 既設取付道路と新設舗装の縦横断ジョイント
- ・ 起終点の横断ジョイント
- ・ 施工日毎の縦横断ジョイント

ウ 使用材料・I 型の目地材については、高さ 35mm、厚さ 5mm のものを使用すること。

(30) 加熱注入式目地材の施工について

車道（表層）の舗設前に加熱注入式目地材（高弾性）を下記に従い施工すること。なお、これによりがたい場合は、工事監督員と協議すること。

ア 使用数量として、施工 627m 使用量 157 kg を想定している。

- ・ 加熱注入式目地材：250 kg/1000m (4 cm 切削)、200 kg/1000m (3 cm 切削)

イ 設置箇所

- ・ 新設舗装と新設舗装の縦断ジョイント
- ・ 既設取付道路と新設舗装の縦横断ジョイント
- ・ 起終点の横断ジョイント
- ・ 施工日毎の縦横断ジョイント

特 記 仕 様 書（フレックス方式）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和7年11月28日」まで

【積算上の通常工期】

「契約締結期限日」から「令和7年11月13日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

○ 経費の負担について

本工事は、工事開始日を契約締結期限日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。実工期を決定する際はその点に十分に留意すること。

ただし、着手後に受注者の責に帰さない事由により必要となる経費については、協議の上、設計変更できるものとする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

特 記 仕 様 書（フレックス方式）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和7年11月28日」まで

【積算上の通常工期】

「契約締結期限日」から「令和7年11月17日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

○ 経費の負担について

本工事は、工事開始日を契約締結期限日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。実工期を決定する際はその点に十分に留意すること。

ただし、着手後に受注者の責に帰さない事由により必要となる経費については、協議の上、設計変更できるものとする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	稲積中央通線（稲積125号線～道道下手稲札幌線間）舗装路面改良工事	当	初	事業区分	道路維持・修繕	
						工事区分	道路維持	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要	
殻処分			アスファルト殻	m3	10		単-17号	
殻処分 ※夜間施工			アスファルト殻	m3	1		単-18号	
濁水処理				t	3.4		単-19号	
下層路盤(車道・路肩部)			クッション C-40 仕上り 厚 200mm人孔修正（昼 ・既設新蓋）	m3	8		単-20号	
下層路盤(車道・路肩部)			クッション C-40 仕上り 厚 500mm人孔修正（昼 ・既設旧蓋）	m3	1		単-21号	
下層路盤(車道・路肩部)			クッション C-40 仕上り 厚 130mm人孔（夜・既 設新蓋）	m3	1		単-22号	
上層路盤(車道・路肩部) ※夜間施工			路盤材(瀝青安定処理 材各種) 再生アスファ ルト安定処理(50%) 仕 上り厚 60mm	m2	7		単-23号	
基層(車道・路肩部) ※夜間施工			各種(2.30以上2.40t/m 3未満) 再生密粒度(13 F)(50%)夜間 舗装厚 50mm 1.4m未満(1層当 り平均仕上り厚50mm以 下)	m2	7		単-24号	
上層路盤(車道・路肩部)			路盤材(瀝青安定処理 材各種) 再生アスファ ルト安定処理(50%) 仕 上り厚 40mm	m2	129		単-25号	
排水構造物工				式	1			

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	稲積中央通線（稲積125号線～道道下手稲札幌線間）舗装路面改良工事	当 初	事業区分	道路維持・修繕	
					工事区分	道路維持	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
殻処分			アスファルト殻	m3	10		単-17号
殻処分 ※夜間施工			アスファルト殻	m3	1		単-18号
濁水処理				t	3.4		単-19号
下層路盤(車道・路肩部)			クッシャラン C-40 仕上り 厚 200mm人孔修正（昼 ・既設新蓋）	m3	8		単-20号
下層路盤(車道・路肩部)			クッシャラン C-40 仕上り 厚 500mm人孔修正（昼 ・既設旧蓋）	m3	1		単-21号
下層路盤(車道・路肩部)			クッシャラン C-40 仕上り 厚 130mm人孔（夜・既 設新蓋）	m3	1		単-22号
上層路盤(車道・路肩部) ※夜間施工			路盤材(瀝青安定処理 材各種) 再生アスファ ルト安定処理(50%)夜 間 仕上り厚 60mm	m2	7		単-23号
基層(車道・路肩部) ※夜間施工			各種(2.30以上2.40t/m 3未満) 再生密粒度(13 F)(50%)夜間 舗装厚 50mm 1.4m未満(1層当 り平均仕上り厚50mm以 下)	m2	7		単-24号
上層路盤(車道・路肩部)			路盤材(瀝青安定処理 材各種) 再生アスファ ルト安定処理(50%) 仕 上り厚 40mm	m2	129		単-25号
排水構造物工				式	1		

単－7号

1 次単価表（金抜き）

舗装版目地補修 ※夜間施工		I型 t=5mm H=40mm プライマー含む 高弾性【令和6年度 実勢価格調査単価】	単位	m	数量	1
名称	規格	単位	数量		摘要	
成形目地材設置	夜間 【令和6年度 実勢価格調査単価】	m	1			
成形目地材	I型 t=5mm H=40mm プライマー含む 高弾性 【令和6年度 実勢価格調査単価】	m	1			
計						
単価					円／m	

単－8号

舗装版目地補修		高弾性	単位	m	数量	1,000
名称	規格	単位	数量		摘要	
クラック注入	アスファルト 舗装クラック 清掃含む 注入材含まず 昼間【令和6年度 実勢価格調査単価】	m	1,000			
加熱注入式目地材	高弾性 【積算資料】	kg	250			
計						
単価					円／m	

単一7号

1 次単価表（金抜き）

単一7号		1 次単価表（金抜き）		単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制		2025. 3 2025. 3 1. 500-00800001000	
舗装版目地補修 ※夜間施工		I型 t=5mm H=35mm プライマー含む 高弾性【令和6年 度 実勢価格調査単価】		単位	m	数量	1
名称		規格		単位	数量		摘要
成形目地材設置		夜間 【令和6年度 実勢価格調査単価】		m	1		
成形目地材		I型 t=5mm H=35mm プライマー含む 高弾性 【令和6 年度 実勢価格調査単価】		m	1		
計							
単価							円／m

単一8号

単一8号			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制		2025. 3 2025. 3 1. 000-00000002000		
舗装版目地補修	高弾性			単位	m	数量	1, 000
名称	規格		単位	数量		摘要	
クラック注入	アスファルト 舗装クラック 清掃含む 注入材含まず 昼間 【令和6年度 実勢価格調査単価】		m	1, 000			
加熱注入式目地材	高弾性 【積算資料】		kg	250			
計							
単価						円／m	

単一23号

1 次単価表（金抜き）

上層路盤(車道・路肩部) ※夜間施工		路盤材(瀝青安定処理材各種) 再生アスファルト安定 処理(50%) 仕上り厚 60mm		単位	m2	数量	1
名称		規格		単位	数量		摘要
上層路盤（車道・路肩部）		路盤材（瀝青安定処理材各種） 1. 4m未満（仕上厚50mm以下） 60mm プライムコート PK-3 全ての費用		m2	1		
計							
単価							円／m2

単一24号

基層(車道・路肩部) ※夜間施工		各種(2. 30以上2. 40t/m3未満) 再生密粒度(13F) (50%) 夜間 舗装厚 50mm 1. 4m未満(1層当り平均仕上り厚 50mm以下)		単位	m2	数量	1
名称		規格		単位	数量		摘要
基層（車道・路肩部）		1. 4m未満（仕上厚50mm以下） 50mm 各種（2. 30以上2. 40t/m3未満） タックコート PK-4 全ての費用		m2	1		
計							
単価							円／m2

単一23号

1 次単価表（金抜き）

上層路盤(車道・路肩部) ※夜間施工		路盤材(瀝青安定処理材各種) 再生アスファルト安定 処理(50%) 夜間 仕上り厚 60mm		単位	m2	数量	1
名称		規格		単位	数量		摘要
上層路盤（車道・路肩部）		路盤材（瀝青安定処理材各種） 1. 4m未満（仕上厚50mm超100mm以下） 60mm フライムコート PK-3 全ての費用		m2	1		
計							
単価							円／m2

単一24号

基層(車道・路肩部) ※夜間施工		各種(2. 30以上2. 40t/m3未満) 再生密粒度(13F) (50%) 夜間 舗装厚 50mm 1. 4m未満(1層当り平均仕上り厚 50mm以下)		単位	m2	数量	1
名称		規格		単位	数量		摘要
基層（車道・路肩部）		1. 4m未満（仕上厚50mm以下） 50mm 各種（2. 30以上2. 40t/m3未満） タックコート PK-4 全ての費用		m2	1		
計							
単価							円／m2